

川崎市上下水道局長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る設計・施工・  
運転維持管理一括型総合評価落札方式実施要綱

(令和5年3月31日4川上水整704号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局長沢浄水場排水処理施設（以下「処理施設」という。）の改良工事の設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託の一括発注方式による事業（以下「本事業」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から工事目的物の性能、機能及び施工技術並びに運転維持管理に係る設計段階からの提案（以下「技術提案」という。）を募集し、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする設計・施工・運転維持管理一括型総合評価一般競争入札（以下「本入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(総合評価の実施)

第2条 本入札においては、入札参加者による技術提案及び入札価格を一体として評価する。

2 本入札において、技術提案と併せて、入札参加者の設計・施工・運転維持管理に係る計画策定能力若しくは実現力又は入札参加者の社会性若しくは信頼性も評価することが妥当と認められる場合には、評価項目とすることができる。

(総合評価審査委員会の設置等)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、本入札を実施するときは、総合評価審査委員会（以下「評価委員会」）を設置し、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 総合評価一般競争入札によることの適否に関すること。
- (2) 令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、設計・施工・運転維持管理一括型総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の設定に関すること。
- (3) 価格以外の評価に関すること。
- (4) 第7条第1項に規定する公表資料等の技術的な審議を行うための川崎市上下水道局長沢浄水場排水処理施設改良工事総合評価落札方式技術評価審議部会（以下「審議部会」という。）の設置及び委員の構成に関すること。
- (5) 入札参加者からの疑義の照会に関すること。
- (6) 第5条に規定する意見聴取において、学識経験者から異議が出た場合の対応に関すること。
- (7) その他必要と認めること。

2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は総務部担当部長（財務担当）、副委員長は本事業を発注する部、部に相当する室、所又はセンターの長、委員は管財課長及び関係する課の長のうちから管理者が指名する者をもって充てるものとし、任期については、本入札後、基本契約の締結までとする。

4 評価委員会は、次のとおり開催する。

- (1) 評価委員会は、委員長が必要があると認めるときに招集する。
- (2) 評価委員会は、委員（副委員長を含む。）の半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- (3) 評価委員会の議事は、出席した委員（副委員長を含む。）の過半数をも

って決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(4) 緊急を要する等の場合は、各委員への持回りによる審査により、前号に規定する議決に代えることができる。

(5) 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(6) 評価委員会の各委員は、事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(7) 評価委員会の庶務は、管財課及び本事業を発注する課において行う。

(本入札の評価方法)

第4条 本入札における評価の方法は、入札参加者が提出した技術提案及び第2条第2項の規定により評価項目とした設計・施工・運転維持管理に係る計画策定能力若しくは実現力又は入札参加者の社会性若しくは信頼性（以下「技術提案等」という。）に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した点数（以下「加算点」という。）を評価委員会で決定する技術評価比重を乗じた値（以下「技術評価点」という。）と入札参加者のうち最も低い入札価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。入札参加者のうち最も低い入札価格が川崎市上下水道局長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る設計・施工・運転維持管理一括発注方式実施に関する取扱要綱（令和5年3月31日4川上水整第703号）。（以下「取扱要綱」という。）第9条第1項で定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、調査基準価格とする。）を当該入札参加者の入札価格（当該入札参加者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、調査基準価格とする。）で除し、評価委員会で決定する価格評価比重を乗じた値（以下「価格評価点」という。）の合計の数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

技術評価点＝加算点×技術評価比重（小数点第5位以下切捨て）

価格評価点＝入札参加者のうち最も低い入札価格／当該入札参加者の入札価格×価格評価比重（小数点第5以下切捨て）

評価値＝技術評価点＋価格評価点

（学識経験を有する者の意見聴取）

第5条 本入札の実施に当たっては、落札者決定基準を定めようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上からの意見を聴くものとする。

2 当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときは、第12条第1項に規定する技術提案等の審査後に前項で意見聴取した学識経験者に意見を聴くものとする。

3 前項の意見聴取は、学識経験者から特に要請された場合には、評価値の算出後に行うものとする。

4 第2項の意見聴取において学識経験者から異議が出た場合には、第3条に規定する評価委員会の審査に付するものとする。

5 第1項、第2項及び第3項の規定による意見の聴取は、学識経験者ごとに行うものとする。

（落札者決定基準の決定）

第6条 管理者は、前条第1項の意見聴取の結果を考慮し、落札者決定基準を決定するものとする。

2 前項の落札者決定基準の決定に当たっては、別に定める評価委員会の審査に付して決定するものとする。

（公表資料）

第7条 本事業の発注にあたり公表する実施方針、要求水準書、入札公告、入札説明書等の資料（以下「公表資料」という。）には、次に掲げる事項を記

載するものとする。

- (1) 設計・施工・運転維持管理一括型総合評価一般競争入札を適用する理由
- (2) 技術提案を求める範囲
- (3) 求める技術資料及びその他管理者が必要と認める資料（以下、総称して「提出資料」という。）の内容及び提出期限
- (4) 技術資料の評価項目及び評価基準
- (5) 提出資料の要求要件及び欠格事項
- (6) 技術提案等の内容に基づいて積算した価格をもって応札すること
- (7) 落札者の決定基準及び決定方法
- (8) 提出資料のヒアリングに関する事項
- (9) 設計・施工・運転維持管理一括型総合評価落札方式での評価結果等が公表されること
- (10) 技術提案等が達成されなかったときの取扱い
- (11) 技術提案等及び提出資料の責任の所在
- (12) 予定価格及び調査基準価格に関する事項
- (13) その他必要と認める事項

2 管理者は、実施方針及び要求水準書を定めたときは、これを公表する。

3 公表資料のうち、実施方針及び要求水準書の内容については、別に定める審議部会の審議に付するものとする。

（技術提案を求める範囲）

第8条 前条第1項第2号に定める技術提案を求める範囲は、民間事業者の技術、ノウハウ、創意工夫等の活用が適当と認められるものの中から設計、施工及び運転維持管理の特性に応じて管理者が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、技術提案の範囲に含めないものとする。

- (1) 工期の延長が不可避である提案
- (2) ライフサイクルコストが増大すると予想される提案
- (3) 関連工事又は周辺工事に許容できない影響を与えると予想される提案
- (4) 騒音、振動等、周辺環境へ許容できない影響を与えると予想される提案
- (5) 別に定める本入札における要求水準を満たさない提案

3 第1項により技術提案を求める範囲を公表資料に明示する際において、入札参加者からの技術提案等をもとに予定価格を定める場合にはその旨をあわせて明示する。

(責任の所在)

第9条 本市が技術提案等を適正と評価した場合においても、技術提案等を行った契約の相手方の責任が軽減されるものではない旨を公表資料に記載する。

(入札公告に掲げる事項)

第10条 管理者は、本入札を実施する際には、入札公告（入札説明書を含む。以下同じ。）において、川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）第6条第1項及び第2項に規定する事項に加えて、次の事項についても掲げる。

- (1) 設計・施工・運転維持管理一括型総合評価一般競争入札による旨
- (2) 落札者の決定基準、提出資料の作成及び提出のために必要な事項並びに提出資料のヒアリングに関する事項等
- (3) 予定価格及び調査基準価格に関する事項
- (4) 技術提案等及び応札価格に関する事項

(提出資料のヒアリング)

第11条 管理者は、必要に応じて入札参加者の提出資料についてヒアリングを実施することができる。

(技術提案等の審査及び評定)

第12条 管理者は、入札参加者から提示された技術提案等について、設計、施工及び運転維持管理の確実性、安全性、経済性等を考慮して審査を行う。

2 管理者は前項の審査により、入札参加者から提示された技術提案等を採用した場合、契約内容に合致した確実な設計、施工及び運転維持管理を行うことができないと認めるときは、当該技術提案等を不採用とすることができる。

3 管理者は、入札公告において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術資料の評定を実施し、技術評価点を算出する。

4 管理者は、技術提案等の審査及び評定について、評価委員会の審査に付した上で、技術評価点の決定を行うものとする。

5 管理者は、入札参加者から提出された技術資料は公表しない。

(落札予定者の決定)

第13条 管理者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札予定者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 入札参加者の提出資料が、公表資料で定める欠格要件のいずれにも該当していないこと。

2 前項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて落札予定者を定めるものとする。

3 前項の場合においては、令第167条の9後段の規定を準用する。

(落札者の決定)

第14条 管理者は、落札予定者の申込みに係る価格が川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領（平成11年8月1日施行）第3条に規定する調査基準価格を下回らなかった場合、当該落札予定者を落札者として決定する。ただし

、当該落札予定者の申込みに係る価格が調査基準価格を下回る場合の取扱いは、取扱要綱第9条第2項による。

2 前項において第5条第2項及び第3項の規定による意見聴取を行った場合は、その結果を考慮し、当該落札予定者を落札者として決定する。ただし、学識経験者から異議が出た場合には、評価委員会の審査に付して、落札者を決定する。

3 管理者は、第1項の規定により落札者を決定するにあたり、評価委員会の審査に付することができる。

4 管理者は、落札者を決定したときは、当該落札者その他の入札参加者に対し、その決定を通知する。

(評価結果等の公表)

第15条 管理者は、落札者を決定したときは次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 落札者

(2) 落札者を決定した理由

(3) 入札参加者の評価結果

(施工方法等)

第16条 受注者は、提出資料に基づいて設計及び施工するものとし、提出資料に係る部分についての変更は原則として行わないものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第17条 技術提案については、第15条に規定する公表以降の設計、施工及び運転維持管理において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(技術提案等が達成されなかったときの対応等)

第18条 入札参加者の提出資料に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）の規定に基づき指名停止等を行うものとする。

2 受注者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は本市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

3 前項の場合、受注者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金の額とする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。